

公益財団法人石川県国際交流協会
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人石川県国際交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石川県の独自性を生かした国際交流・協力及び国際相互理解等に関する必要な事業を行い、幅広い県民の参加による全県的な国際化を推進し、地域の活性化に寄与するとともに石川県の魅力を発揮し、世界での役割を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・協力に関する事業
- (2) 国際相互理解に関する事業
- (3) 多文化共生社会づくりに関する事業
- (4) 日本語・日本文化研修に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第6条 資産は、理事会の議決に基づく管理方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、銀行その他金融機関への定期預貯金、地方債の証書貸付けの方法により地方公共団体に貸付け、信託会社への国債、公社債の購入等安全確実な

方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事及び評議員を除き、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第8条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入を除き、理事会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに石川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に石川県知事に提出しなければならない。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度末における公益目的取得財産残額を算定し、第49条第1項第11号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員5名以上9名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人認定法第2条第3号に規定する法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、その旨を石川県知事に届け出なければならない。

（任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第16条 評議員には、報酬を支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長及び議長代理は、評議員の中から選出する。

2 議長及び議長代理は、評議員選任後の最初の評議員会において選出する。

3 議長及び議長代理の任期は、第15条各項の評議員の任期を準用する。

4 議長は、法令及びこの定款で定めるところにより、評議員会を代表し、会議の運営を統括する。

5 議長代理は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提

案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 役員

(種別及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号で規定する代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等の親族その他法令で定められる特別の関係にある者である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、その旨を石川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすること。

(3) 理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限及びこの定款に定める権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることで

きる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の理事又は監事には報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事又は監事にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第35条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び顧問)

第36条 この法人に、会長及び顧問を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人の特に重要な事項について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、理事長に対して意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事、常務理事の選任及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第39条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度終了後3箇月以内及び3月の年2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事及び監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び収集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第41条 理事長は、理事会の開催の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、法令及びこの定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項による報告については、適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名しなければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免を行い、所要の職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 監査報告書
 - (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める公益財団法人石川県国際交流協会情報公開規程によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって変更することができる。ただし、第3条(目的)、第4条(事業)及び第14条(評議員の選任及び解任)については、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決によって変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、その旨を石川県知事に届け出なければならない。

(合併)

第51条 この法人は、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決により、他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を石川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益認定取消による贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益財団法人石川県国際交流協会情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益財団法人石川県国際交流協会個人情報保護規程による。

(公告)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第11章 雑則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 中西 吉明、田西 秀司、山田 外志雄、綾 美寿恵、伊藤 三津子、閻 紅生、
金谷 由美、嶋浦 雄峰、鈴木 宗幸、堀内 好夫
監事 角地 裕司、浜池 孝夫
- 4 この法人の最初の代表理事は中西 吉明、業務執行理事は田西 秀司、山田 外志雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げた者とする。
四十沢 靖子、蟹由 尚、越島 正喜、藤多 典子、宮脇 長人、山崎 光悦、
若松 恵美子